

特定非営利活動法人 岡山県就労支援事業者機構 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人岡山県就労支援事業者機構（以下「本機構」という。）という。

(事務所)

第2条 本機構は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本機構は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 犯罪者等の雇用に協力する意思を有する事業主等（以下「協力雇用主等」という。）の増加や関係団体との連携を図るとともに、雇用に係る支援等を行う事業（略称 協力雇用主等確保・支援事業）
- (2) 犯罪者等の就労を支援する就職活動支援・定着支援等事業（略称 就労支援事業）
- (3) 犯罪予防や再犯を繰り返さない為の広報・啓発及び研修・顕彰等事業（略称 広報啓発・研修・顕彰事業）
- (4) その他第3条の目的を達するために必要と認める事業（略称 その他事業）

第3章 会 員

(種別)

第6条 本機構の会員は、次の四種及び本機構の役員とし、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一種会員 本機構の目的に賛同して入会し、本機構の事業の推進、広報啓発活動に協力する経済・事業者団体
- (2) 二種会員 本機構の目的に賛同して入会し、本機構の事業の推進、就労支援に協力する事業者
- (3) 三種会員 本機構の目的に賛同して入会し、協力雇用主として犯罪者等に就労の機会を与えることにより、本機構の事業の推進に協力する事業者
- (4) 四種会員 本機構の目的に賛同して入会し、本機構の事業の推進に協力する第1項第1号から第3号以外の個人及び団体

2 会員は、毎年度、本機構の事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 第6条第1項第2号から第4号に定める会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員名簿)

第9条 本機構は、毎年度、会員の名簿を作成する。なお、配布等については、会長において、その必要性等を検討の上、決定する。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して、3年度以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会出席会員の3分の2以上の多数による議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 本機構に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。また、必要に応じて1人の事務局担当理事を置く。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、それらの選任が補充の人事を行うなど急を要するときは、理事会において選任することができ、その場合は、次の総会に報告しなければならない。

- 2 会長、副会長及び事務局担当理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、本機構の理事又は職員を兼ねてはならない。

(職務)

第16条 会長は、本機構を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。
- 4 事務局担当理事は、事務局の運営に関して指導管理及び助言を行うなどして会長を補佐し、業務を遂行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本機構の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本機構の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本機構の業務又は財産に関し不正の行為

又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本機構の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会出席会員の3分の2以上の多数による議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は無給とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

第21条 本機構に、その事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(名誉会長及び顧問)

第22条 本機構に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

- 3 名誉会長及び顧問は、本機構の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に答える。
- 4 前項に定めるもののほか、名誉会長及び顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第5章 総 会

(種別)

第23条 本機構の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び活動決算
- (2) 役員を選任及び解任、職務並びに報酬
- (3) 定款の変更
- (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び合併
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法のいずれかをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法のいずれかをもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、会員総数の3分の1以上の会員が出席しなければ開会することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録のいずれかにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第31条 各会員の表決権は平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法のいずれかをもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。また、会場に来ることができない会員は、インターネット等を利用したオンライン会議システムによって、総会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決又は表決を委任した会員は、第29条、前条第2項、次条第1項第2号及び第55条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 オンラインでの出席者がある場合は、以下の条件を満たす環境の整備を行う。
 - (1) 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。
 - (2) 総会に参加した者が会員本人であることを確認できること。
 - (3) 出席者の確認が出席者に共有して確認できること。
 - (4) 表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法をあらかじめ明示すること。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合と、オンライン会議による出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録のいずれかで同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 会費の額
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法のいずれかをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第6項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による招集の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長は、自ら理事会に出席できないときその他の場合に、あらかじめ副会長に理事会の議長として、議事の運営を委任することができる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第39条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、理事会に出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第40条 各理事の表決権は平等とする。

2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法のいずれかをもって表決することができる。また、会場に来ることができない理事は、インターネット等を利用したオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条、前条第2項及び第42条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

5 オンラインでの出席者がある場合は、以下の条件を満たす環境の整備を行う。

- (1) 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。
- (2) 理事会に参加した者が理事本人であることを確認できること。
- (3) 出席者の確認が出席者に共有して確認できること。
- (4) 表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法をあらかじめ明示すること。

(理事会に代える書面付議)

第41条 簡易な事項又は急速を要する事項については、理事全員に書面、ファクシミリ又は電磁的方法により賛否を求め、理事会に代えることができる。

(議事録)

第42条 理事会を開催したとき又は前条の規定により書面、ファクシミリ又は電磁的方法により賛否を求めたときは、次の各号（前条の規定により書面、ファクシミリ又は電磁的方法により賛否を求めたときは、第1号に代えて、書面、ファクシミリ又は電磁的方法の回答を期限とした日時とする。）に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、ファクシミリ又は電磁的方法のいずれかによる表決者がある場合とオンライン会議による出席者がある場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 本機構の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第44条 本機構の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第45条 本機構の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 本機構の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第47条 本機構の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第48条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第49条 本機構の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第51条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第52条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第53条 本機構の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 本機構が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第56条 本機構は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡

- (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消
- 2 前項第1号の事由により本機構が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 本機構が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、更生保護法人岡山県更生保護協会に帰属するものとする。

(合併)

第58条 本機構が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 本機構の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本機構の成立の日から施行する。
- 2 本機構の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長	末長範彦
副 会 長	本郷 亮
同	服部金太郎
常務理事	新後純雄
理 事	岡崎 彬
同	越宗孝昌
同	中島 博
同	西本和馬
同	永島 旭
同	山本重博
同	萩原誠司
同	近常 寧

同 大平建二
同 石本知也
監 事 堀 禮子
同 鷺江 暢

- 3 本機構の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、本機構の成立の日から平成23年6月30日までとする。
- 4 本機構の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、本機構成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 5 本機構の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本機構の設立当初の会費は、第7条第3項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

二種会員及び三種会員である会員	1口	1,000円（1口以上100口以内）
四種会員	1口	1,000円（1口以上）